

社会福祉法人同愛会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人同愛会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の理事とは、理事のうち常勤の理事以外をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対して、各年度の総額が20,000,000円を超えない範囲で算定する。

- 2 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。
 - (1) 報酬 別表1に定める額
 - (2) 賞与 別表2に定める額
 - (3) 退職慰労金 別表3に定める算式により算出される額
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。

4 評議員に対する報酬の額は別表5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給)

(2) 賞与 3月(職員給与規程に準じて支給)

(3) 退職慰労金 任期满了、辞任又は死亡により退職した後1ヵ月以内

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設業務にあたった都度支給する。

3 報酬等は、現金により本人(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族)に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった給食費等を控除して支給する。

(費用)

第6条 法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、職員旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

3 常勤の理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、退任又は解任された日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の暦日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合はその月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円切り上げる。

(傷病見舞金)

第9条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだとき、別表6に定める傷病見舞金を支給する。

(弔慰金)

第10条 役員等について、職員の弔慰金支給基準に準じて弔慰金を支給する。

(公表)

第11条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は平成29年6月22日より施行する。

この規程は平成30年1月1日より施行する。

別表1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年額5,520,000円
常務理事	年額5,040,000円

別表2 (常勤の理事の賞与)

役職名	3月賞与
理事長	職員支給額に準ずる
常務理事	職員支給額に準ずる

別表3 (常勤の理事の退職金算定式)

最終報酬年額 ÷ 12 × 係数

※上記係数は、在任年数5年未満0.5、在任年数5年以上10年未満2、在任年数10年以上15年未満5、在任年数15年以上10とする。

※在任年数は、就任した日の属する月から退任した日の属する月までとする。在任期間は1ヵ年単位とし、1年未満の端数がある場合は、その端数は切捨てる。

別表4 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

項目	日額
法人・施設業務のための出勤(1日)	33,411円
法人・施設業務のための出勤(半日)	16,705円
理事会等会議への出席ほか	12,250円

(2) 監事

項目	日額
監事監査業務等(1日)	33,411円
法人・施設業務のための出勤等(半日)	16,705円
理事会等会議への参加	12,250円

別表5 (評議員の報酬)

項目	日額
法人・施設業務のための出勤(1日)	33,411円
法人・施設業務のための出勤(半日)	16,705円
評議員会等会議への出席ほか	12,250円

別表6 (傷病見舞金)

項目	金額
傷病見舞金(同一傷病での入院の場合 1回のみ)	10,000円